

第75期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分予定）

開催場所

東京都大田区下丸子二丁目6番18号
当社本社会議室

コンバム株式会社

証券コード TSE：6265

CONVUM

郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後5時30分まで

株主総会当日にご出席されない場合は、同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード6265
2026年3月6日
(電子提供措置の開始日2026年3月2日)

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目6番18号
コンバム株式会社
代表取締役社長 佐 藤 穰

第75期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第75期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://convum.co.jp/ir-info/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
「証券コード：6265」



なお、定時株主総会にご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年3月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
- 2.場 所 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
当社 本社会議室

3.会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第75期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第75期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件
- 第5号議案 監査役（非常勤監査役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご要望に応じて車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導をお手伝いさせていただきますので、車いす等にてご来場の際は、お気軽に運営スタッフにお声がけください。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎本招集通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへ掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。
- なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- <<当社ウェブサイト <https://www.convum.co.jp>>>
- ◎ご出席の株主様へのお土産の提供、株主総会終了後の事業方針説明会は中止とさせていただきますのでご了承ください。

■ 議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

【2026年 3月26日（木曜日）午後 5時30分到着分まで有効】

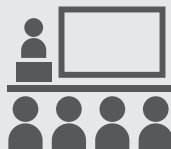


インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

行使期限

【2026年 3月26日（木曜日）午後 5時30分受付分まで有効】



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

【2026年 3月27日（金曜日）午前10時】

（受付開始時刻は**午前 9時30分**を予定しております。）

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

[illegible]

3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

4

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第75期期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円00銭 総額38,015,225円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年3月30日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位、担当	属 性
1	さとう ゆたか 佐 藤 穰	代表取締役社長 経営管理室担当兼経営管理部長 兼開発担当兼開発部長	再 任
2	くに まつ たか ゆき 國 松 孝 行	専務取締役 営業担当兼営業部長	再 任
3	すぎ やま たつ お 杉 山 達 郎	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任	再任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者
独 立	証券取引所等の定めに基づく独立役員		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	さ と う ゆ た か 佐 藤 穰 (1965年7月31日生) 再 任	1984年 4 月 当社入社 2003年 3 月 当社営業部部长 2003年 6 月 株式会社秋田妙徳取締役 2005年 5 月 当社開発部部长 2008年 4 月 当社執行役員東日本営業担当 2008年 8 月 CONVUM KOREA CO.,LTD.代表理事 2009年 6 月 当社執行役員開発部部长 2013年 3 月 当社取締役執行役員開発担当兼開発部部长 CONVUM KOREA CO.,LTD.代表理事 2015年 3 月 当社取締役常務執行役員開発部部长 CONVUM KOREA CO.,LTD.専務理事 2015年 6 月 当社取締役常務執行役員開発担当兼開発部部长 2021年 3 月 当社取締役執行役員開発担当兼開発部部长 CONVUM KOREA CO.,LTD.専務理事 2022年 3 月 当社取締役開発担当兼開発部部长 (現任) CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役 (現任) 2024年 3 月 当社代表取締役社長経営管理室担当兼経営管理部部长 (現任) CONVUM KOREA CO.,LTD.代表理事 (現任)	16,798株
(取締役候補者とした理由) 佐藤穰氏は、代表取締役社長、海外子会社の代表としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しています。当社取締役として企業経営に従事し、開発部門の責任者として、当社の事業活動に関し、適切に事業遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株式数
2	くに まつ たか ゆき 國 松 孝 行 (1973年9月13日生) 再 任	1996年 4 月 当社入社 2002年 4 月 当社経営管理部課長 2010年 8 月 当社営業部次長 2011年 4 月 CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役 2016年 1 月 当社営業部長 2021年 3 月 CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役 (現任) 2022年 3 月 当社取締役営業担当兼営業部長 2024年 3 月 当社専務取締役営業担当兼営業部長 (現 任) CONVUM KOREA CO.,LTD.専務理事 (現任)	6,679株
(取締役候補者とした理由) 國松孝行氏は、管理部門の幹部や国内外営業部門の責任者、海外子会社の責任者としての任務を通 じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しています。経営幹部として会社経営及び運 営に携わっております。また、2022年から当社取締役として企業経営に参画し、適切に業務遂行 をしていることから、引き続き取締役候補者としております。			
3	すぎ やま たつ お 杉 山 達 郎 (1959年11月17日生) 再 任 社 外 独 立	1983年 4 月 日本光学株式会社 (現株式会社ニコン) 入社 2002年 1 月 株式会社ニコン・エシロール転籍 生産 企画部ゼネラルマネージャー 2005年 7 月 株式会社那須ニコン出向 代表取締役社 長 2010年 8 月 株式会社ニコン・エシロール執行役員 2015年10月 株式会社ニコン再入社 2016年 5 月 Optos株式会社 (現株式会社ニコンソリ ューションズ) 出向取締役経営管理部長 2018年 5 月 社会保険労務士・FP事務所オフィスアラ イト設立 代表 (現任) 2021年 3 月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社オフィスアライト代表取締役社長 杉山達郎社会保険労務士FP事務所所長	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 杉山達郎氏は、精密機器メーカーでの企業経営者としての豊富な経験と高い見識及び社会保険労務 士としての豊富な経験と知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくため、社外 取締役候補者としております。当社は同氏から経営全般についての有益な助言及び監督をいただく ことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の杉山達郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者である杉山達郎氏と、定款の定めに従って会社法第427条第1項の規定に
基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、

当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は、社外取締役候補者である杉山達郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合には引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 候補者の有する当社の株式数には、2025年12月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤伸一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
さ とう しん いち 佐 藤 伸 一 (1966年2月18日生) 再 任	1991年9月 ヒロセ電機株式会社入社 2004年4月 当社入社製造部資材課課長 2013年1月 当社製造部工程管理課課長 2013年8月 当社営業部課長 2016年4月 当社製造部部長 2018年4月 当社品質保証部部長 2021年4月 当社開発部品質保証係係長 2022年3月 当社常勤監査役（現任） 2022年4月 CONVUM KOREA CO.,LTD.監査役（現任）	3,022株
(監査役候補者とした理由) 佐藤伸一氏は、長年に渡り製造業界での製造管理や品質管理に関する業務に従事し、当社入社後は、製造、品質管理、営業の幹部としての任務を通じて、当社の事業活動及び業界に関する豊富な経験と高度な知識を有しております。それらを当社の監査において活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、2011年3月18日開催の第60期定時株主総会において、取締役金銭報酬限度額とは別枠にて、取締役に対し報酬額として年額15百万円以内において新株予約権を付与することをご承認いただき今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式、あるいは譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役に対して、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の1株当たりの金額として算出いたします。一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役

に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年8,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は3名（うち、社外取締役1名）ですが、本株主総会で第2号議案が承認可決されまると、同じく3名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2)譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、任期満了、死亡、その他正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点（ただし、死亡による退任又は退職の場合には、死亡後、取締役会が別途決定した時点とする。）をもって、当該退任又は退職の時点で保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除いたします。

(3)無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されておりますので、本議案に基づく報酬の支給は相当であると考えております。また、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年8,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.48%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第5号議案 監査役（非常勤監査役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の監査役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において、年額30百万円以内とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の監査役（非常勤監査役を除きます。以下、「対象監査役」といいます。）と株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象監査役に対して支給する報酬は、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象監査役に対して、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額10百万円以内といたします。なお、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。本制度に基づき対象監査役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象監査役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象監査役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年3,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議により決定することといたします。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、本株主総会で第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく3名（うち社外監査役2名）となります。

本議案に基づき、対象監査役に対する現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっ

ては、当社と対象監査役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1)譲渡制限期間

対象監査役は、本割当株式の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2)譲渡制限の解除条件

対象監査役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象監査役が、任期満了、死亡、その他正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点（ただし、死亡による退任又は退職の場合には、死亡後、取締役会が別途決定した時点とする。）をもって、当該退任又は退職の時点で保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除いたします。

(3)無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は、本制度は、株主の皆様との利害共有意識を醸成することによって企業価値の毀損防止へのインセンティブを与えるものであり、業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保する目的に資するものであるため、相当なものであると判断しております。また、当社が対象監査役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年3,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は、0.18%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象監査役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象監査役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

事業報告

(自 2025年 1 月 1 日)
(至 2025年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 営業の状況

当連結会計年度における世界経済は、世界的なAI・DX・ロボット関連需要への期待や個人消費の底堅さが見られるものの、米国をはじめとする各国の通商政策や中国との外交問題、地政学的なリスクの継続などの影響により、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

国内経済においては、物価上昇が続いたにもかかわらず、賃上げの広がりによる所得環境の改善が下支えとなり、回復基調は維持されたものの、資源・エネルギー価格の上昇や為替変動が企業活動に影響を与え、先行きには依然として注意を要する環境が続きしました。

このような環境下、当社グループでは、電子部品・半導体製造装置関連の需要が徐々に回復傾向の兆しが見えてまいりました。また、ロボット関連および食品機械業界、各種自動機関連においては、原材料や部材価格の高騰の影響が継続しておりますが、受注は堅調に推移してまいりました。

開発面では、産業用ロボット、協働ロボットの普及拡大に対応し、ロボット向けの吸着ハンドのバリエーションの拡充を進めました。また、半導体業界の回復を見越し新素材・新形状の吸着パッドの開発を進め、将来的な需要拡大に備えた製品強化に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高は1,982,229千円（前年同期比107.1%）、連結経常利益は327,536千円（前年同期比95.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は248,657千円（前年同期比100.3%）となりました。

② 製品群別の状況

【コンバム（エジェクタ）】

半導体製造装置、各種自動機の生産調整によるメンテナンス需要が軟調となり、当期の連結売上高は551百万円（前年同期比91.9%）となりました。全製品に占める売上高構成比は27.8%となりました。

【吸着パッド】

設備投資需要も持ち直し、既存設備の生産活動の高まりに伴い、半導体製造設備向け製品の売り上げは堅調に推移しました。ロボット関連業界向けの新製品の需要拡大もあり、当期の連結売上高は987百万円（前年同期比102.3%）となりました。全製品に占める売上高構成比は49.8%となりました。

【圧力センサ】

一般機械向け及び半導体製造装置向けの需要拡大に伴い、一般機械向けの大口需要がありました。その結果、当期の連結売上高は161百万円（前年同期比125.5%）となりました。全製品に占める売上高構成比は8.1%となりました。

【F A機器その他】

生産設備の省人化、自動化の流れからロボットハンド関連製品の需要が拡大し、新製品市場投入及び認知度増加による売り上げ拡大が顕著になりました。その結果、当期の連結売上高は282百万円（前年同期比180.0%）となりました。全製品に占める売上高構成比は14.2%となりました。

③ 製品群別売上高

（単位：千円）

	第 74 期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)			第 75 期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)		
	売 上 高	構 成 比	前期比	売 上 高	構 成 比	前期比
コンバム(エジェクタ)	600,506	32.4%	98.1%	551,812	27.8%	91.9%
吸 着 パ ッ ド	964,957	52.1	96.6	987,148	49.8	102.3
圧 力 セ ン サ	128,481	6.9	75.2	161,180	8.1	125.5
FA機器その他	156,758	8.5	110.1	282,088	14.2	180.0
合 計	1,850,703	100.0	96.2	1,982,229	100.0	107.1

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は依然として不確実性を抱えているものの、昨年後半から半導体関連部品および電子機器分野において受注回復の兆しが見られ始めております。また、産業用ロボット市場につきましては、労働力不足を背景とした設備投資意欲の高まりから、中長期的に堅調な拡大が続くものと考えております。

このような状況下、当社グループは、真空吸着機器に特化した研究開発および新製品開発を引き続き推進してまいります。需要の増加が見込まれる日本のものづくりに対応すべく、自動成形機や自動検査装置を中心とした生産工程の自動化・効率化の一層の強化を図り、安定品質の確保とコスト改善に取り組んでまいります。

開発面におきましても、世界的なロボット需要の拡大を見据え、当社の真空吸着技術を応用したロボットハンドのバリエーション拡大や、環境対応型の新素材を用いた製品開発など、将来的な市場変化に対応し得る体制づくりに継続して注力してまいります。

(3) 資金調達の状況

資金調達はございません。

(4) 設備投資等の状況

当期における設備投資については、総額67,981千円であります。これらのうち主要な設備投資は、岩手事業所における製造機器並びに金型の購入であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 72 期 (2022年12月期)	第 73 期 (2023年12月期)	第 74 期 (2024年12月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高	2,380,655	1,924,052	1,850,703	1,982,229
経 常 利 益	647,888	365,489	342,723	327,536
親会社株主に帰属する当期純利益	458,791	237,481	248,000	248,657
1 株当たり当期純利益	294円75銭	152円57銭	159円33銭	162円11銭
総 資 産	5,959,846	6,100,375	6,360,642	6,404,519
純 資 産	5,527,097	5,786,911	5,969,656	6,040,811

(注) 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

- ① 第72期につきましては、既存製品の改良や将来を見据えた主力製品開発のための設備投資を推し進めました。販売面においては新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和による営業活動及び展示会等への出展を再開し、半導体関連設備向け製品や物流業界及び食品業界向けのロボット関連製品の販売に注力しました。この結果、売上高2,380百万円、経常利益647百万円、親会社株主に帰属する当期純利益458百万円となりました。
- ② 第73期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する制限の緩和により、経済活動の正常化が進んだものの、ウクライナ情勢の長期化や原材料価格の高騰、中国ゼロ・コロナ政策による各都市ロックダウンと緩和後の感染急拡大などサプライチェーンの混乱が続いたことに加えて、世界的な金融引締め等の懸念があり、先行き不透明な状況で推移しました。この結果、売上高1,924百万円、経常利益365百万円、親会社株主に帰属する当期純利益237百万円となりました。
- ③ 第74期につきましては、金利や急速な為替変動等による経済環境の変化に対応しつつも、中国経済の先行き懸念やウクライナ及び中東地域をめぐる情勢の影響など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。この結果、売上高1,850百万円、経常利益342百万円、親会社株主に帰属する当期純利益248百万円となりました。
- ④ 第75期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 親会社及び子会社の状況
重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
CONVUM KOREA CO.,LTD.	100,000 ^千 KRW	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の製造・販売
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.	13,440 ^千 THB	49.6%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売

(7) 主要な事業内容

当社は下記の空圧機器、空圧装置、関連製品及び部品等の製造並びに販売を主な事業としております。

区 分	製 品 分 類
真 空 機 器	コンバム（エジェクタ式真空発生器）、吸着パッド、フィルタ、サイレンサ、圧力センサ、真空ポンプ、真空切換弁
空 気 圧 機 器	エアシリンダ、電磁弁、FRL（フィルタレギュレータ）及びその他の製品
機械（FA機器）及び部品	ロボットハンドキット、電動アクチュエータ及びその他の製品

(8) 主要拠点等

- ① 当 社 本 社 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
- ② 国 内 営 業 拠 点 全国4ヶ所
- ③ 国 内 生 産 拠 点 当社 岩手事業所（岩手県）
- ④ 海 外 生 産 ・ 営 業 拠 点 CONVUM KOREA CO.,LTD.（韓国）
- ⑤ 海 外 営 業 拠 点 CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
男 性 64名	1名増
女 性 27名	2名増
合 計 91名	3名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役1名及び臨時従業員17名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況
該当事項はございません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,600,000株
(2) 発行済株式総数 1,520,609株（自己株式136,391株を除く）
(3) 株主数 887名（前期末比39名減）
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 勢 興 産 株 式 会 社	246,860株	16.23%
伊 勢 す が 子	126,020株	8.29%
光 通 信 株 式 会 社	102,300株	6.73%
伊 勢 千 雪	82,410株	5.42%
い ず も 産 業 株 式 会 社	53,300株	3.51%
新 海 秀 治	49,600株	3.26%
M T A s i a 株 式 会 社	36,000株	2.37%
神 谷 信 一	35,100株	2.31%
中 西 京 子	31,300株	2.06%
株 式 会 社 日 伝	28,000株	1.84%

- (注) 1. 当社は自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	佐 藤 稯	経営管理室担当兼経営管理部長兼開発担当兼開発部長 CONVUM KOREA CO.,LTD.代表理事 CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役 営業担当兼営業部長
専 務 取 締 役	國 松 孝 行	CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役 CONVUM KOREA CO.,LTD.専務理事
取 締 役	杉 山 達 郎	株式会社オフィスアライト代表取締役社長 杉山達郎社会保険労務士 F P 事務所所長
常 勤 監 査 役	佐 藤 伸 一	CONVUM KOREA CO.,LTD.監査役
監 査 役	友 田 勉	
監 査 役	牧 村 博 一	MKビジネスコンサルティングオフィス代表 株式会社ディベロップメントコンサルティングオフィス 代表取締役

- (注) 1. 取締役杉山達郎氏は、社外取締役であり、独立役員として届け出ております。
2. 監査役友田勉、牧村博一の両氏は、社外監査役であり、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において制定した役員報酬に関する内規に基づき決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長を図る中で、各役割と責任を踏まえた適正な水準とするとともに、業績と成果を反映した報酬体系とする。具体的には、基本報酬としての月額報酬、業績連動報酬である賞与で構成し、社外取締役の報酬については、経営の監視機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとする。また、監査役の報酬については、あらかじめ株主総会で決議された範囲内で基本報酬のみを支給する。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は月額の固定報酬とし、役位や職責ごとに定められた内規の基準及び経営環境や他社の水準等を考慮して設定する。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬である賞与は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、内規に定められた当期連結経常利益を達成した場合に支給することとし、各取締役の業績や成果に対する評価に応じて配分する。

d. 退職慰労金に関する方針

退職慰労金は、在職中の貢献度に応じて、都度、取締役会で決議し、株主総会に議案として上程する。

e. 非金銭報酬等に関する方針

定めておりません。

f. 報酬等の割合に関する方針

定めておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会決議において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、2011年3月18日開催の第60期定時株主総会において、取締役金銭報酬限度額とは別枠にて、取締役に対し報酬額として年額15百万円以内において新株予約権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

当社は、個人別の報酬等について取締役会決議に基づき代表取締役社長佐藤穰がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、役員報酬に関する内規に基づいた各取締役の基本報酬の額及び各取締役の成果実績評価による賞与配分です。

これらの権限を委任した理由は、業界及び当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役割及び業務執行の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、取締役会の決議に際しては、事前に独立役員と協議いたしております。

取締役の個人別報酬等は、独立役員を交えた事前協議のうえで取締役会にて決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	44,040千円 (1,200千円)	37,920千円 (1,200千円)	6,120千円 (－千円)	3名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	12,720千円 (2,400千円)	12,720千円 (2,400千円)	－千円 (－千円)	3名 (2名)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
2. 業績連動報酬等に係る実績は、連結経常利益327百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役杉山達郎氏の兼職先である株式会社オフィスアライト、杉山達郎社会保険労務士FP事務所は、当社との間には、重要な関係はありません。

社外監査役牧村博一氏の兼職先であるMKビジネスコンサルティングオフィス、株式会社ディベロップメントコンサルティングオフィスは、当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	杉山 達郎	当期開催の定例及び臨時取締役会13回全てに出席し、他社での豊富な企業経営経験と豊富な見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を行っております。
監査役	友田 勉	当期開催の定例及び臨時取締役会13回全てに出席するほか、監査役会12回全てに出席し、取締役会の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。
監査役	牧村 博一	当期開催の定例及び臨時取締役会13回全てに出席するほか、監査役会12回全てに出席し、取締役会の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アリア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

24,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念及び経営理念に基づき、法令遵守と企業人及び社会人として求められる社会倫理に則った行動を行うことを企業経営の基礎とし、これを役員及び使用人に徹底する。そのために、経営管理室担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、本内部統制基本方針の徹底及びグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、改善に努める。

内部監査室は、代表取締役社長の直属の組織として、コンプライアンス体制の運営状況について、法令上、定款上の問題の有無を調査し、報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

使用人が、取締役及び使用人の職務の執行につき、法令又は定款に適合しない事実があること又はその疑いがあることについて、通報を行う手段を確保するため、当該使用人が当社取締役又は使用人を經由せず直接にコンタクトできる社外の第三者機関によるコンプライアンスホットラインを設置し運用する。

前段の当該使用人が通報したことによって不利益な扱いを受けることがないように必要な手段を講ずるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役会についてその議事録を作成し、取締役はその職務の執行に係る会議体議事録その他文書を作成する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、情報管理規程を定め、取締役はそれに従って、情報の保存及び管理を行う。文書管理規程には、文書受発信の管理、重要文書の保存期間及び保存方法を定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、売掛金管理規程、品質管理規程その他の業務管理規程に定める。

経営管理室担当取締役は個々の企業行動のカテゴリーに応じ、常に各担当取締役とともにその発生の予防に努める。発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。監査役及び内部監査室は、それぞれの立場からもしくは協同して、リスク管理状況を監査し、代表取締役及び取締役会へ報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、代表取締役及び取締役の担当業務及び使用人兼務取締役の委嘱業務を決定し、個々の代表取締役及び取締役は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、執行役員及び幹部使用人を指揮監督して、その職務の執行を行う。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの管理については、関係会社管理規程を定め、経営管理室担当取締役が統括管理を行い、個々の業務の適正については機能別に担当取締役が管理を行う。各子会社は、その自主独立性を尊重するが、経営の重要事項については各子会社役員会にて審議し、事前に当社に提案、承認を得てから実行する。
各子会社は毎月、損益の結果及び資産負債の状況を各子会社役員会で審議後当社に報告し、その内容は当社取締役会又は経営会議に報告される。当社グループの業務が適正に行われているか否かについて内部監査室が定期、不定期に監査を行い、代表取締役社長に報告する。この報告において指摘された管理上の問題点について、代表取締役社長はその改善、解消に努める。
監査役は、当社グループ全体の業務が適正に遂行されているか否かを監査し、そのために必要な資料の提出を個々の子会社に直接求めることができる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は遅滞なく監査役会と協議して、監査役が要求する能力を備えた使用人を監査役の下に配置する。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項により監査役の下に配置された使用人は代表取締役、取締役及び当社の使用人から独立し、監査役及び監査役会の指揮命令のみに従い、その職務の遂行にあたる。
前号の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動、人事考課については、監査役会の事前の承認を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその担当する業務執行につき報告を受ける。
内部監査室は、内部監査の実施及びその結果について、監査役会に報告しなければなら

ない。

取締役は、監査役監査規程の定めに従い、当社及び当社グループに著しく損害を及ぼす虞のある事実を発見したとき、会計方針・会計基準の採用及び変更、その他重要な事項について監査役に報告をする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、また、稟議書その他重要書類を閲覧することにより重要な意思決定及び業務執行状況を把握し、自らの判断において取締役及び使用人に必要な説明を求める。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、相互に知りえた事実及び情報を開示しあうことにより、監査の実効性と監査目的達成の確保を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記(1)の内部統制システムの整備を行い、取締役会において経営方針の策定等の重要事項を決定し、経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

監査役会は、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査役監査の他、重要な社内会議への出席等により、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等の決定につきまして、株主の皆様に対する長期的な利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開及び経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に対応した安定配当を行うことを基本方針としております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,867,515	流 動 負 債	219,992
現 金 及 び 預 金	3,006,181	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	34,304
受 取 手 形	4,809	未 払 法 人 税 等	32,629
電 子 記 録 債 権	249,794	賞 与 引 当 金	25,074
売 掛 金	223,448	役 員 賞 与 引 当 金	6,120
製 品	145,314	そ の 他	121,863
仕 掛 品	121,575	固 定 負 債	143,715
原 材 料	91,746	退 職 給 付 に 係 る 負 債	85,606
そ の 他	24,974	繰 延 税 金 負 債	56,814
貸 倒 引 当 金	△330	そ の 他	1,294
固 定 資 産	2,537,004	負 債 合 計	363,707
有 形 固 定 資 産	1,823,065	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 構 築 物	752,471	株 主 資 本	5,741,163
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	326,950	資 本	748,125
土 地	703,742	資 本 剰 余 金	1,012,960
そ の 他	39,900	利 益 剰 余 金	4,172,412
無 形 固 定 資 産	54,858	自 己 株 式	△192,334
投 資 そ の 他 の 資 産	659,080	その他の包括利益累計額	255,489
投 資 有 価 証 券	538,229	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	191,325
繰 延 税 金 資 産	2,862	為 替 換 算 調 整 勘 定	64,163
そ の 他	117,987	非支配株主持分	44,159
		純 資 産 合 計	6,040,811
資 産 合 計	6,404,519	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,404,519

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(自 2025年 1月 1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,982,229
売上原価		969,670
売上総利益		1,012,558
販売費及び一般管理費		717,858
営業利益		294,700
営業外収益		
受取利息	9,587	
受取配当金	13,726	
受取地代家賃	11,537	
為替差益	846	
補助金の収入	3,042	
その他	6,002	44,741
営業外費用		
売上引当金	260	
不動産賃貸費用	1,475	
減価償却費	7,580	
その他	2,588	11,904
経常利益		327,536
特別利益		
固定資産売却益	6,587	6,587
特別損失		
固定資産除却損	17	
その他	1,965	1,983
税金等調整前当期純利益		332,140
法人税、住民税及び事業税	79,836	
法人税等調整額	4,221	84,058
当期純利益		248,082
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△575
親会社株主に帰属する当期純利益		248,657

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 1 月 1 日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	748,125	1,012,960	4,000,685	△119,786	5,641,983
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△76,930		△76,930
親会社株主に帰属する当期純利益			248,657		248,657
自 己 株 式 の 取 得				△72,548	△72,548
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	171,727	△72,548	99,179
当 期 末 残 高	748,125	1,012,960	4,172,412	△192,334	5,741,163

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	231,316	54,444	285,760	41,911	5,969,656
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△76,930
親会社株主に帰属する当期純利益					248,657
自 己 株 式 の 取 得					△72,548
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)	△39,990	9,719	△30,271	2,247	△28,023
連結会計年度中の変動額合計	△39,990	9,719	△30,271	2,247	71,155
当 期 末 残 高	191,325	64,163	255,489	44,159	6,040,811

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- (1) 連結子会社の数 2社
- (2) 連結子会社の名称 CONVUM KOREA CO.,LTD.
CONVUM(THAILAND) CO.,LTD.

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ... 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - 市場価格のない株式等 ... 移動平均法による原価法によっております。
- ② 棚卸資産
 - 製品、仕掛品、原材料 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く) … 主として、定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	15～50年		
機	械	装	置	12年
工具、器具及び備品	2～10年			

- ② 無形固定資産(リース資産を除く) … 定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間5年

- ③ リース資産 ……………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

主として、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する事業は、真空機器及び関連製品の製造、国内外での当該製品等の販売を主な事業として取り組んでおります。

製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、代替的な取扱いにより、出荷時点で収益を認識しており、海外への販売においては、貿易上の諸条件に基づき収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,862千円(相殺前59,039千円)

繰延税金負債 56,814千円(相殺前112,991千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、過去及び当期における課税所得及び事業計画に基づき将来の課税所得を予測し、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や一定の仮定のもとに行っているため、将来におけるさまざまな経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の金額が変動し、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,615,139千円

2. 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,050,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,050,000千円

3. 連結会計年度末日満期電子記録債権

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。

受取手形	－千円
電子記録債権	6,165千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,657,000	－	－	1,657,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	100,448	35,943	－	136,391

(変動事由の概要)

取締役会決議による自己株式の取得による増加 35,900株

単元未満株式の買取による増加 43株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月21日 定時株主総会	普通株式	38,913千円	25円00銭	2024年 12月31日	2025年 3月24日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	38,016千円	25円00銭	2025年 6月30日	2025年 8月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

上記の事項については、2026年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	38,015千円	25円00銭	2025年 12月31日	2026年 3月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金、設備資金については営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入しており、外部からの調達は行っておりません。資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	525,109	525,109	—
資産計	525,109	525,109	—

(※ 1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「営業未収入金」、「電子記録債権」、「支払手形及び営業未払金」、については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	13,120

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	525,109	—	—	525,109
資産計	525,109	—	—	525,109

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項ございません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都大田区、韓国ソウル市及びその他の地域において、賃貸用住宅等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
87,239	163,851

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 期末時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,943円59銭

2. 1株当たり当期純利益 162円11銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当連結会計年度末 (2025年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	6,040,811
普通株式に係る純資産額 (千円)	5,996,652
差額の主な内訳	
非支配株主持分 (千円)	△44,159
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,657
普通株式の自己株式数 (千株)	136
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	1,520

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	248,657
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	248,657
普通株式の期中平均株式数	(千株)	1,533

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 2. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,424,524	流 動 負 債	189,289
現 金 及 び 預 金	2,689,836	買 掛 金	22,698
受 取 手 形	1,000	未 払 金	16,395
電 子 記 録 債 権	249,794	未 払 費 用	47,929
売 掛 金	189,686	未 払 法 人 税 等	29,953
製 品	99,377	預 り 金	6,617
仕 掛 品	118,196	賞 与 引 当 金	22,488
原 材 料	53,669	役 員 賞 与 引 当 金	6,120
未 収 入 金	251	そ の 他	37,085
前 払 費 用	18,972	固 定 負 債	112,877
そ の 他	3,739	繰 延 税 金 負 債	27,786
固 定 資 産	2,447,054	退 職 給 付 引 当 金	84,891
有形固定資産	1,789,132	そ の 他	200
建 物	712,253	負 債 合 計	302,166
構 築 物	24,705	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	318,745	株 主 資 本	5,378,086
車 両 運 搬 具	8,204	資本金	748,125
工 具、器 具 及 び 備 品	34,783	資本剰余金	1,012,960
土 地	689,366	資 本 準 備 金	944,675
建 設 仮 勘 定	1,073	そ の 他 資 本 剰 余 金	68,285
無形固定資産	51,398	利益剰余金	3,809,336
ソ フ ト ウ ェ ア	29,857	利 益 準 備 金	6,165
借 地 権	20,680	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,803,171
そ の 他	860	別 途 積 立 金	515,000
投資その他の資産	606,523	繰 越 利 益 剰 余 金	3,288,171
投 資 有 価 証 券	525,109	自己株式	△192,334
関 係 会 社 株 式	21,207	評価・換算差額等	191,325
長 期 前 払 費 用	43,041	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	191,325
差 入 保 証 金	1,544	純 資 産 合 計	5,569,412
そ の 他	15,620	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,871,578
資 産 合 計	5,871,578		

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自 2025年 1 月 1 日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,623,267
売 上 原 価		777,151
売 上 総 利 益		846,115
販売費及び一般管理費		566,950
営 業 利 益		279,164
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,655	
受 取 配 当 金	23,786	
受 取 地 代 家 賃	10,269	
補 助 金 収 入	3,042	
そ の 他	4,639	45,393
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	260	
不 動 産 賃 貸 費	1,475	
減 価 償 却 費	6,967	
そ の 他	2,751	11,454
経 常 利 益		313,103
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,587	6,587
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16	
そ の 他	1,965	1,982
税 引 前 当 期 純 利 益		317,708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	77,380	
法 人 税 等 調 整 額	2,435	79,816
当 期 純 利 益		237,892

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年 1 月 1 日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	748,125	944,675	68,285	1,012,960
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	748,125	944,675	68,285	1,012,960

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	6,165	515,000	3,127,208	3,648,373	△119,786	5,289,672
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△76,930	△76,930		△76,930
当 期 純 利 益			237,892	237,892		237,892
自 己 株 式 の 取 得					△72,548	△72,548
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	160,962	160,962	△72,548	88,414
当 期 末 残 高	6,165	515,000	3,288,171	3,809,336	△192,334	5,378,086

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	231,316	231,316	5,520,989
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△76,930
当 期 純 利 益			237,892
自 己 株 式 の 取 得			△72,548
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	△39,990	△39,990	△39,990
事業年度中の変動額合計	△39,990	△39,990	48,423
当 期 末 残 高	191,325	191,325	5,569,412

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法によっております。	
その他の有価証券	市場価格のない株式等以外のもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
	市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料	主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
------------	---

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～50年 機械及び装置 12年 工具、器具及び備品 2～10年
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法によっております。 ソフトウェア（自社利用分） 社内における利用可能期間5年

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する事業は、真空機器及び関連製品の製造、国内外での当該製品等の販売を主な事業として取り組んでおります。

製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、代替的な取扱いにより、出荷時点で収益を認識しており、海外への販売においては、貿易上の諸条件に基づき収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 27,786千円 (相殺前の金額は83,963千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 4,538千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,544,415千円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 1,050,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 1,050,000千円

4. 事業年度末日満期電子記録債権

事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

受取手形 ー千円

電子記録債権 6,165千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	60,140千円
仕 入 高	53,582千円
その他の営業取引高	－千円
営業取引以外の取引高	10,060千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	100,448	35,943	－	136,391

(変動事由の概要)

取締役会決議による自己株式の取得による増加 35,900株

単元未満株式の買取による増加 43株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	25,891千円
賞与引当金	8,725千円
未払事業税	3,560千円
減価償却費	1,108千円
減損損失	4,918千円
棚卸資産評価損	12,243千円
土地	7,346千円
未払費用	1,719千円
関係会社株式評価損	3,112千円
繰延税金資産小計	68,627千円
評価性引当額	△12,450千円
繰延税金資産合計	56,176千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△83,963千円
--------------	-----------

繰延税金負債合計
繰延税金負債の純額

△83,963千円
△27,786千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引
当社の子会社
当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	CONVUM Korea CO.,LTD.	韓国ソウル市	1億ウォン	卸売業	所有直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	37,226	売掛金	－
							当社製造部品の仕入	53,582	買掛金	－
							受取配当金	10,060	－	－
	CONVUM(Thailand)CO.,LTD.	タイ国バンコク市	13,440千バーツ	卸売業	所有直接49.6%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	22,913	売掛金	4,538

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,662円62銭
2. 1株当たり当期純利益 155円09銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当事業年度末 (2025年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	5,569,412
普通株式に係る純資産額 (千円)	5,569,412
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,657

普通株式の自己株式数	(千株)	136
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	(千株)	1,520

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
損益計算書上の当期純利益	(千円)	237,892
普通株式に係る当期純利益	(千円)	237,892
普通株式の期中平均株式数	(千株)	1,533

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

コンバム株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 ア リ ア
東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コンバム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンバム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

コンバム株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 ア リ ア

東京都港区

代表社員

業務執行社員

公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員

業務執行社員

公認会計士 山 中 康 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コンバム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の意見が一致いたしましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

コ ン バ ム 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 佐 藤 伸 一 印

監 査 役 友 田 勉 印

監 査 役 牧 村 博 一 印

(注) 監査役 友田勉及び牧村博一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監
査役であります。

以 上